



最高裁判所判事

わた なべ え り こ

渡邊恵理子

昭和三十三年二月二十七日生

略歴

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業

子高等学校（当時）を卒業

昭和五八年 三月

東北大学法学部卒業

六一年 四月

司法修習生

六三年 四月

弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成 六年 六月

ワシントン州立大学ロースクール修了（LL.M.）

同年 九月 海外法律事務所勤務

七年一〇月 弁護士登録取消

同 年 一月 公正取引委員会事務局勤務

一〇年 九月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

一六年 四月 慶應義塾大学法科大学院教授

一九年 四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員

二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員

令和 元年一月 司法試験考査委員（経済法）

二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事

三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合って、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えています。

これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。